

## 社会福祉制度等の主な動きとポイント

上記養成講座は、それぞれの資格を志している方々が勉強する際のテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に福祉の基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、令和3年度における社会福祉制度等の主な動きのうち、本講座に関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

### CONTENTS

I 社会保障	1
1 健康保険法等の改正	1
II 介護保険	3
1 介護保険法施行令および介護保険法施行規則の改正	3
2 介護保険法施行規則の改正	3
3 地域支援事業実施要綱の改正	4
4 令和3年度介護報酬改定	4
III 障害児・者福祉	5
1 障害者差別解消法の改正	5
IV 児童・家庭福祉	6
1 医療的ケア児支援法の制定	6
2 子ども・子育て支援法および児童手当法の改正	6
3 育児・介護休業法の改正	7
4 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」の改正	8
5 地域子育て支援拠点事業の実施にかかる改正	8
6 子供・若者育成支援推進大綱の策定	9
V 医療	10
1 医療法等の改正	10
VI 社会福祉士	11
1 「社会福祉士の行動規範」の採択	11
VII その他	12
1 少年法等の改正	12
2 災害対策基本法等の改正	14
3 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定	15
4 個人情報保護法等の改正	16

# I 社会保障

## 1 健康保険法等の改正

現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、2021（令和3）年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである。

### (1) 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

#### ① 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し（高齢者の医療の確保に関する法律）

（2022（令和4）年10月1日施行）

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上（※）である者の窓口負担割合が2割とされた。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）。

#### ② 傷病手当金の支給期間の通算化（健康保険法等）（2022（令和4）年1月1日施行）

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化が行われた。

#### ③ 任意継続被保険者制度の見直し（健康保険法等）（2022（令和4）年1月1日施行）

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失が可能となった。

### (2) 子ども・子育て支援の拡充

#### ① 育児休業中の保険料の免除要件の見直し（健康保険法、厚生年金保険法等）（2022（令和4）年10月1日施行）

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

#### ② 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（国民健康保険法等）（2022（令和4）年4月1日施行）

国民健康保険の保険料について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設された。

### (3) 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進・健康づくりの強化

保健事業における健診情報等の活用促進（健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等）（2022（令和4）年1月1日施行）

#### ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることが可能とされた。

- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等が可能とされた。

(4) その他

- ① 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることが可能とされた。(国民健康保険法) (2022 (令和4) 年4月1日施行)
- ② 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置づけられた。(国民健康保険法) (2024 (令和6) 年4月1日施行)
- ③ 医療扶助においてオンライン資格確認が導入された。(生活保護法等) (2021 (令和3) 年6月11日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日施行)

【主な関係巻】 社会・精神共通⑦『社会保障』第5章  
社会専門⑤『保健医療と福祉』第4章  
介護②『社会の理解』第3章

## II 介護保険

### 1 介護保険法施行令および介護保険法施行規則の改正

2021 (令和3) 年3月19日に「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」、2021 (令和3) 年3月31日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、認知症の定義に関する条文が新設された (2021 (令和3) 年4月1日施行)。改正では認知症の定義について、介護保険法第5条の2第1項の「政令で定める状態」を「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患 (特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。) により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする」とし、「厚生労働省令で定める精神疾患」を「せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患とする」とした。

【主な関係巻】 社会専門②『高齢者福祉』第1章・第4章  
介護②『社会の理解』第4章  
介護⑬『認知症の理解』第1章

### 2 介護保険法施行規則の改正

2021 (令和3) 年2月26日に「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」が公布された。これに伴い、介護保険法施行規則の改正が行われ、介護認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を48か月間とすることとされた。要支援更新認定についても同様とすることとされた (2021 (令和3) 年4月1日施行)。

【主な関係巻】 社会専門②『高齢者福祉』第4章  
介護②『社会の理解』第4章

### 3 地域支援事業実施要綱の改正

「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）について、一部改正通知（令和3年9月21日老発0921第3号）により地域支援事業実施要綱が改正された。主な改正点は以下のとおりである（2021（令和3）年4月1日適用）。

#### (1) 重層的支援体制整備事業での実施

通いの場、地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業については、重層的支援体制整備事業として実施できる旨が明記された。

#### (2) 介護予防・サービス支援事業の対象者に継続利用要介護者を追加

補助により実施されるサービスを継続的に利用する要介護者が対象者に追加された。

【主な関係巻】 社会専門②『高齢者福祉』第4章  
介護②『社会の理解』第4章  
介護④『介護の基本Ⅱ』第2章

### 4 令和3年度介護報酬改定

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生するなかで「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見すえながら、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを柱とする、令和3年度介護報酬改定が行われた。改定率は、+0.70%である。

（うち、0.05%分は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（2021（令和3）年9月までの間）

#### 令和3年度介護報酬改定の概要

① 感染症や災害への対応力強化	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築
② 地域包括ケアシステムの推進	住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進
③ 自立支援・重度化防止の取組の推進	制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進
④ 介護人材の確保・介護現場の革新	喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応
⑤ 制度の安定性・持続可能性の確保	必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

【主な関係巻】 社会・精神共通⑦『社会保障』第5章  
社会専門②『高齢者福祉』第4章  
介護②『社会の理解』第4章

## Ⅲ 障害児・者福祉

### 1 障害者差別解消法の改正

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務づけるほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを目的として、2021（令和3）年6月4日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

- ① 国および地方公共団体の責務として、必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない旨が追加された。
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項として、国および地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項が追加された。
- ③ 事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮について、改正前の配慮努力義務が配慮義務へと改められた。
- ④ 障害を理由とする差別に関する相談および紛争の防止等のための体制が見直され、国および地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し確保をする責務が明確化された。
- ⑤ 地方公共団体は、地域における障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理および提供を行うよう努めるものとされた。

【主な関係巻】 社会・精神共通⑧『障害者福祉』第5章  
精神専門④『精神保健福祉制度論』第2章  
介護②『社会の理解』第5章  
介護④『障害の理解』第1章

## IV 児童・家庭福祉

### 1 医療的ケア児支援法の制定

医療技術の進歩に伴って医療的ケア児(※)が増加し、医療的ケア児およびその家族への適切な支援が重要な課題となっていることに鑑み、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が2021(令和3)年6月18日に公布され、同年9月18日に施行された。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することを目的としている。

※日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)

#### 主な支援措置

##### ① 国・地方公共団体による措置

医療的ケア児の受け入れを促進するため、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援等を行う。

##### ② 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等や喀痰吸引等が可能な保育士等を配置する。

##### ③ 医療的ケア児支援センターの設置

医療的ケア児およびその家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援等を行う。

【主な関係巻】 社会・精神共通⑧『障害者福祉』第5章  
社会専門③『児童・家庭福祉』第5章・第6章  
介護⑭『障害の理解』第2章  
介護⑮『医療的ケア』第2章

### 2 子ども・子育て支援法および児童手当法の改正

2021(令和3)年5月28日に「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである(2022(令和4)年4月1日施行。ただし、(1)の②は2021(令和3)年10月1日、(2)は2022(令和4)年6月1日施行)。

#### (1) 子ども・子育て支援法の一部改正

##### ① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加された。

##### ② 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、2027(令和9)年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成および援助を行う事業ができることとされた。

##### ③ 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県および市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設にかかる施設型給付費等の支給に要する費用のうち、満3歳未満保育認定子ども(0~2歳)にかかるものについて、一般事業主からの拠出金を充てることができる割合を、6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更された。

#### (2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうち、所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とすることとされた(2022(令和4)年10月支給分から適用)。

【主な関係巻】 社会専門③『児童・家庭福祉』第4章

### 3 育児・介護休業法の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、2021(令和3)年6月9日に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布された。改正の主な内容は以下のとおり((2)、(5)は2022(令和4)年4月1日施行、(1)、(3)は10月1日施行、(4)は2023(令和5)年4月1日施行)。

#### (1) 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み『産後パパ育休』の創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。

① 休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。

② 分割して取得できる回数は、2回とする。

③ 労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整したうえで休業中に就業することを可能とする。

#### (2) 育児休業を取得しやすい雇用環境整備および妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務づけ

① 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置

② 妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知および休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務づける。

#### (3) 育児休業の分割取得

育児休業((1)の休業を除く)について、分割して2回まで取得することを可能とする。

#### (4) 育児休業の取得の状況の公表の義務づけ

常時雇用する労働者数が1000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務づける。

#### (5) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業および介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。

【主な関係巻】 社会専門①『福祉サービスの組織と経営』第4章  
社会専門③『児童・家庭福祉』第4章  
介護④『介護の基本Ⅱ』第5章

### 4 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」の改正

2021（令和3）年2月24日、「行動計画策定指針の一部を改正する告示」（内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）が公布された。これにより、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に盛り込むことが望ましいとされる内容が改正された。改正の概要は以下のとおり（2021（令和3）年4月1日施行）。

#### (1) 子どもの看護休暇のための措置

一般事業主行動計画の内容において、始業の時刻から連続せず、かつ終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める制度が記載された。

#### (2) 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置

一般事業主行動計画の内容において、不妊治療のための休暇制度や半日単位・時間単位の年次有給休暇制度、所定外労働の制限等の措置を講ずる旨の項目が追加された。また、特定事業主行動計画の内容においては、職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、利用可能な制度の周知や管理職への意識啓発等を通じて、職場環境の醸成を図る旨の項目が追加された。

【主な関係巻】 社会・精神共通⑥『地域福祉と包括的支援体制』第7章  
社会専門③『児童・家庭福祉』第4章・第5章

### 5 地域子育て支援拠点事業の実施にかかる改正

市町村が実施主体となって行われる「地域子育て支援拠点事業」の実施要綱に「休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援」の項目が新たに追加された。「一般型」「連携型」ともに、休日に育児促進に関する講習会を実施した場合、当事業の別途加算の対象となる（2021（令和3）年4月1日施行）。

【主な関係巻】 社会専門③『児童・家庭福祉』第5章

### 6 子供・若者育成支援推進大綱の策定

子ども・若者育成支援推進本部において、「子供・若者育成支援推進大綱」が2021（令和3）年4月6日に取りまとめられた。本大綱では、子供・若者を取り巻く状況を踏まえ、虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等について言及され、①すべての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援など、五つの基本的な方針・施策が示された。本大綱は、おおむね5年を目途に見直しを行うこととなっている。

【主な関係巻】 社会専門③『児童・家庭福祉』第5章  
介護②『社会の理解』第6章

## V 医療

### 1 医療法等の改正

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の特長性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進め、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組みに対する支援の強化等の措置を講ずるため、2021（令和3）年5月28日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである。

#### (1) 医師の働き方改革

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）（2024（令和6）年4月1日に向け段階的に施行）

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（2024（令和6）年4月1日）に向け、以下の措置が講じられた。

- ① 勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ② 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ③ 当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

#### (2) 各医療関係職種の専門性の活用

- ① 医療関係職種の業務範囲の見直し（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）（2021（令和3）年10月1日施行）

タスクシフト／シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等が行われた。
- ② 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）※歯科医師も同様の措置
  - ① 共用試験合格が医師国家試験の受験資格要件とされた（2025（令和7）年4月1日施行）。
  - ② 同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨が明確化された（2023（令和5）年4月1日施行等）。

#### (3) 地域の実情に応じた医療提供体制の確保

- ① 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置づけ（医療法）（2024（令和6）年4月1日施行）

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項が追加された。
- ② 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）（2021（令和3）年4月1日施行）

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」が地域医療介護総合確保基金に位置づ

けられ、当該事業については国が全額を負担することとされたほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置が講じられた。

#### ③ 外来医療の機能の明確化・連携（医療法）（2022（令和4）年4月1日施行）

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等が行われた。

#### (4) 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長（2021（令和3）年5月28日施行）

平成26年医療法改正により、持分の定めのない医療法人への移行計画を厚生労働大臣が認定した場合、相続税・贈与税の猶予・免除措置が時限措置として創設されたが、今回の改正により、措置の期限が2023（令和5）年9月30日まで延長された。

【主な関係巻】 社会専門⑤『保健医療と福祉』第4章

## VI 社会福祉士

### 1 「社会福祉士の行動規範」の採択

2020（令和2）年6月30日に採択された「社会福祉士の倫理綱領」を行動レベルに具体化した「社会福祉士の行動規範」が、2021（令和3）年3月20日に採択された。行動規範は、社会福祉士が倫理綱領に基づいて実践するための行動を示しており、倫理綱領の各項目を総体的に具体化したものと、個別の行動として具体化したもので構成されている。

【主な関係巻】 社会・精神共通⑩『ソーシャルワークの基盤と専門職』第5章

## Ⅶ その他

### 1 少年法等の改正

成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化および少年による犯罪の実情に鑑み、2021（令和3）年5月28日に「少年法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2022（令和4）年4月1日施行）。

#### (1) 少年法の改正

##### ① 特定少年の保護事件の特例

###### ① 検察官への送致についての特例

家庭裁判所は、特定少年（18歳以上の少年）にかかる事件については、次の場合に検察官に送致（逆送）しなければならないこととされた。

- |   |
|---|
| <p>① 調査の結果、その罪質および情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき</p> <p>② ①の規定にかかわらず、次のいずれかの事件である場合</p> <p>(a) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年にかかるもの</p> <p>(b) 死刑または無期もしくは短期1年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年にかかるもの（(a)に該当するものを除く）</p> |
|---|

ただし、②に関しては、調査の結果、犯行の動機、態様および結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状および環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないこととされた。

###### ② 保護処分についての特例

家庭裁判所は、不処分等の決定をする場合を除いて、審判を開始した特定少年の事件については、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもって、次の保護処分のいずれかをしなければならないものとされた。

- |  |
|--|
| <p>① 6か月の保護観察所の保護観察</p> <p>② 2年の保護観察所の保護観察</p> <p>③ 少年院に送致</p> |
|--|

ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、①の保護処分に限られる。

また、②の保護観察については、重大な遵守事項違反があった場合には、家庭裁判所は、少年院に収容する旨の決定をしなければならないものとされた。この少年院に収容する期間については、②の保護観察の決定と同時に、1年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して定めなければならないこととされ、通算してこの期間を超えないこととされた。

##### ③ その他

特定少年の保護事件について、ぐ犯をその対象から除外するほか、所要の規定の整備を行うこととされた。

##### ② 特定少年の刑事事件の特例

特定少年の刑事事件については、不定期刑ではなく明確な刑期を定めて言い渡すなど、所要の規定の整備を行うこととされた。

##### ③ 特定少年の記事等の掲載の禁止の特例

特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する少年法の規定を適用しない（報道規制が解除される）こととされた。

#### (2) 更生保護法の改正

少年法において2年の保護観察所の保護観察に付された特定少年（特定保護観察処分少年）について、重大な遵守事項違反があった場合には、保護観察所の長は、少年院に収容する旨の決定の申請をすることができることとされた。また、特定保護観察処分少年が少年院に収容された場合の「退院を許す処分」「保護観察の停止」「特別遵守事項の設定」に関する規定が新設されるなど、少年法の改正に伴う所要の改正が行われた。

#### (3) 少年院法の改正

少年法において2年の保護観察所の保護観察に付された特定少年について、重大な遵守事項違反があった場合に収容される第五種少年院が新設されるなど、少年法の改正に伴う所要の改正が行われた。

【主な関係巻】 社会・精神共通⑩『刑事司法と福祉』第6章・第8章・第9章・第10章



## 2 災害対策基本法等の改正

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保および災害対策の実施体制の強化を図るため、2021(令和3)年5月10日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布された。主な改正の概要は以下のとおりである(2021(令和3)年5月20日施行)。

### (1) 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保(災害対策基本法)

- ① 避難勧告・避難指示を一本化し、市町村は、従来の勧告の段階から避難指示を行うことができることとされた。
- ② 避難行動要支援者(※)ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

※要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

- ③ 災害発生のおそれがある段階で国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるにあたって必要となる、市町村間の協議を可能とするための規定等について定められた。

### (2) 災害対策の実施体制の強化(災害対策基本法)

特定災害(災害の規模が非常災害に至らないと認められるもの)について、防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置することが可能とされた。

### (3) 災害救助法の適用段階の拡大(災害救助法)

国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生のおそれがある段階においても災害救助法を適用することが可能とされた。

【主な関係巻】 社会・精神共通④『社会福祉の原理と政策』第8章  
社会・精神共通⑥『地域福祉と包括的支援体制』第6章  
介護②『社会の理解』第2章  
介護③『介護の基本Ⅰ』第2章  
介護⑥『生活支援技術Ⅰ』第7章

## 3 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定

指定福祉避難所の指定を促進し、要配慮者の支援を強化するため、2021(令和3)年5月20日に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定が行われた。主な改定の概要は以下のとおりである。

### (1) 指定福祉避難所の指定および受入対象者の公示

指定避難所について、指定福祉避難所と指定一般避難所を分けて指定・公示することとされた。また、指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを公示できる制度が創設された。

### (2) 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

感染症・熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、指定福祉避難所の計画、検討を行うこととされた。また、マスク、消毒液、体温計、(段ボール)ベッド、パーティション等の衛生環境対策に必要な物資の備蓄を図ることとされた。

### (3) 協定等による福祉避難所等の活用、および一般避難所における要配慮者スペースの設置

要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、協定等により福祉避難所を設定するほか、一般避難所においても要配慮者のためのスペースを設置するなど必要な支援を行うこととされた。

【主な関係巻】 社会・精神共通⑥『地域福祉と包括的支援体制』第6章  
介護②『社会の理解』第2章  
介護③『介護の基本Ⅰ』第2章  
介護⑥『生活支援技術Ⅰ』第7章

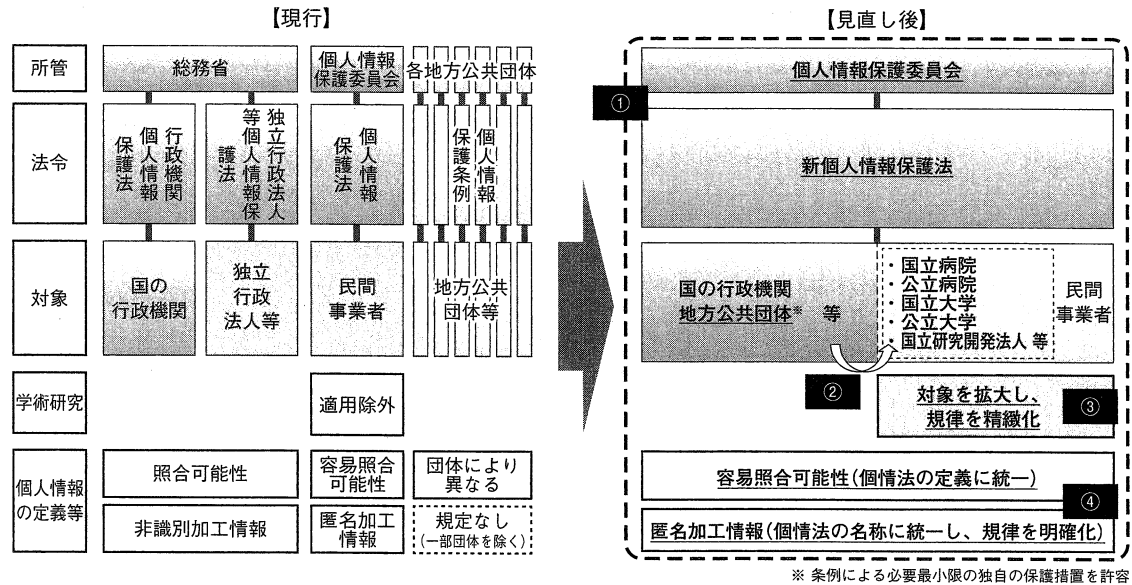
#### 4 個人情報保護法等の改正

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、2021(令和3)年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、個人情報の保護に関する法律も改正が行われた(2022(令和4)年4月1日施行。ただし、地方公共団体関係は、2023(令和5)年5月18日までの政令で定める日施行)。

##### 個人情報保護制度の見直し

- ① 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化された。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなった。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR(EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化された。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律が明確化された。

##### 個人情報保護制度見直しの全体像



【主な関係巻】 社会・精神共通⑨『権利擁護を支える法制度』第4章